平成２４年（フ）第１２２６号
埼玉県志木市下宗岡３丁目１番25―205号
債務者　名越　幸子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２７０号
埼玉県上尾市今泉１丁目13番地12　第一富永ハイツ102
債務者　塚田　裕美
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２８３号
埼玉県新座市大和田４丁目３番40号　メゾン大和田104号室
債務者　山本　敏政
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２８７号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地１－１－502
債務者　本田　芳枝
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４４７号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目18番16号　ダイナスティマンション101
債務者　大古　　剛（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４７６号
埼玉県越谷市大字下間久里1186番地86
債務者　佐藤久美子（旧姓馬場・石田・根本）
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４７８号
埼玉県草加市遊馬町974番地17　アパートメントロータス101号
債務者　大塚フミ子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４７９号
埼玉県三郷市早稲田６丁目22番地10
債務者　西谷　潤二
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４８４号
埼玉県三郷市高州３丁目58番地２
債務者　川口　正樹
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１５２号
静岡県富士宮市富士見ケ丘815番地
債務者　市川　哲治
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１８号
長崎県南松浦郡新上五島町有川郷2735番地
近藤アパート、住民票上の住所長崎県南松浦郡新上五島町有川郷2735番地
債務者　近藤美由紀
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第４５９号
熊本県菊池郡大津町大字大津415番地８
ラッフィナート　ベル203号
債務者　髙瀬　英和
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４６０号
熊本県菊池郡大津町大字大津415番地８
ラッフィナート　ベル203号
債務者　髙瀬　里香
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４７号
沖縄県浦添市牧港１丁目９番15号　漢那アパート202号
債務者　宮城　悦子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３５２号
沖縄県那覇市字上間485番地１　大城アパート301
債務者　大嶺　　愛（旧姓島袋）
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３８０号
沖縄県那覇市長田２丁目33番57号　メゾンクリスタル315
債務者　邊土名朝伸
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３８２号
沖縄県浦添市牧港４丁目１番12―204号　牧港団地12―204
債務者　亀川　春奈
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部